

西宮市市民ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日策定

令和2年6月19日改定

令和2年9月19日改定

西宮市文化振興課

本ガイドラインは、西宮市市民ホール（会議室・練習室等諸室を含む）を開館するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として施設管理者が実施する事項、施設利用者の皆様に対策をお願いする事項を記したものです。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じ、随時改定を行います。

1 共通対策事項

施設管理者は、施設利用者と協力・連携して施設利用に係る関係者（公演等の鑑賞のための来場者を含む）に以下の感染防止策を周知するとともに、必要となる措置を実施します。

- ・ マスクの着用、手指消毒、手洗い、咳エチケットの徹底
- ・ 大声での発声の禁止
- ・ 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保
- ・ 対面での着席を行わないこと、及び近距離における対面での会話・飲食を避けること
- ・ 調理・会食を伴う活動においては、飲食物を他者と共有しないこと
- ・ 十分な換気の実施
- ・ 西宮市 LINE コロナお知らせシステムの登録コードの掲示
- ・ 来場者を含む関係者の連絡先の把握、及び感染者が発生した際に保健所等の公的機関へ情報が提供されることの周知、若しくは西宮市 LINE コロナお知らせシステム登録の周知及び新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」登録の周知
- ・ 検温を励行するとともに、下記に該当する場合、来場を控えること
 - 検温の結果、発熱があった場合や、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合
 - PCR 検査等で陽性とされた者の濃厚接触者である場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

2 施設管理者が実施する対策

(1) 施設における対策

施設種別	対策内容
施設内共通	<ul style="list-style-type: none">・施設内のドアノブ、手すりや机、椅子等の消毒・十分な換気の実施・啓発チラシ等の掲示等の注意喚起・時間差入場や共用部への人の滞留対策
ホール	<ul style="list-style-type: none">・高頻度で接触する箇所、備品の消毒対応（座席・ひじ掛け、ドア、手すり、ピアノ、マイク等）（※1）・利用内容により、入場制限を実施（※2）・機械換気設備による換気や十分な休憩時間を設定することによる換気の実施
楽屋	<ul style="list-style-type: none">・定期的な換気の実施を要請・同時利用人数の制限等の実施による密集対策
会議室・練習室等諸室	<ul style="list-style-type: none">・高頻度で接触する箇所、備品の消毒対応（机、椅子、ドア、手すり、ピアノ、マイク等）（※1）・利用内容により、入場制限を実施（※2）・利用者に対して十分な換気実施（1時間に2回以上）を要請
ギャラリー・展示室	<ul style="list-style-type: none">・高頻度で接触する箇所、備品の消毒対応（机、椅子、ドア等）（※1）・施設の利用・観覧にあたり、密集が生じないように要請
共用スペース	<ul style="list-style-type: none">・対面での飲食や会話を回避するよう掲示・ベンチ等の一部利用制限
トイレ	<ul style="list-style-type: none">・不特定多数が接触する場所の清掃、消毒・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示・混雑時、できるだけ間隔を空けて整列するよう表示、及び公演主催者に対する要請・公演主催者に対して、十分な休憩時間確保の要請
施設窓口	<ul style="list-style-type: none">・消毒液の設置・アクリル板、ビニールカーテン等による飛沫対策の実施・窓口対応待ちの列における密集対策

※1 施設利用の際にご利用になった備品等の消毒については、各施設管理者の指示に従ってください。

※2 入場制限については以下のとおりとします。

<公演等にかかる客席の入場制限>

- ・ 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演等については、本ガイドラインに基づく感染防止対策を総合的に講じたうえで、収容定員の100%以内の入場を可能とします。

(例) クラシック音楽等のコンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等

- ・ 上記以外の公演等については、マスク着用と発生の抑制の周知及び主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じたうえで原則として収容率を50%以内とします。ただし、異なるグループ間では座席を1席開けますが、親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空ける措置は不要とします。(ただし、座席を指定席にする等、主催者側で客席状況の管理が可能な場合のみ。この場合、収容率が50%を超えることもありえます。)

(例) ロック・ポップコンサート、キャラクターショー、親子会公演、食事を伴う催し 等

- ・ 客席の最前列は、舞台端から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離で2m以上設けてください。
- ・ 高齢者や持病のある方が多数来場することが見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- ・ 個々の公演の内容等により、感染症対策の必要性や水準等が異なること等に鑑み、業種ごとのガイドラインを遵守してください。
- ・ 全国的な人の移動を伴う催しや、1,000人以上が参加する催しを実施する場合は、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局への事前相談が必要です。

<公演等以外の利用にかかる入場制限>

- ・ 会議・講習会等での利用については、定員の100%以内の入場を可能とします。ただし、対面での着席や会話は避けてください。
- ・ 大声での発声や飛沫の発生、呼吸が乱れる運動が想定される活動、調理・会食を伴う活動等については、利用者数を定員の50%以内とします。また、利用にあたっては、できるだけ2m(最低1m)の間隔を確保してください。

なお、上記の入場制限については、令和2年11月30日までの間適用しますが、今後の感染状況により、随時見直される可能性がありますので、ご注意ください。

(2) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫します。
- ・ マスク着用や手指消毒、手洗いを徹底します。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行います。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- ・ 施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請します。
 - 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること
 - 作業を終えた後は、手洗いをすること

3 公演主催者が実施する対策

(1) 公演前の検討事項等

- ・ 搬入・仕込み、リハーサル、来場者の入退場、休憩、撤収・搬出に十分な時間を取ったうえで、公演時間を設定してください。
- ・ 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化等を検討してください。
- ・ 当日の密対策や感染者が発生した場合に備えた連絡先の把握のため、チケットの事前販売、指定席の導入等を検討してください。
- ・ 舞台の広さに対して十分な出演者間の距離が確保できるよう、演目・プログラムを検討してください。
- ・ 出演者と観客が接触するような演出は行わないでください。
- ・ 出演者の入待ち、プレゼント、差し入れ等は控えるよう、来場者に周知してください。

(2) 来場者に関する感染防止策

- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 入場時に検温を行ってください。発熱がある場合やその他来場を控えてもらうケースに該当する場合は、入場しないよう要請してください。
- ・ マスクを所持していない方が入場することがないように、主催者側でマスクを用意する等により、入場者のマスク着用を徹底してください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しは極力避けてください。
- ・ 入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を保持して下さい。
- ・ 十分な休憩時間を設定し、必要な換気を行ってください。
- ・ 休憩の際は係員を配置し、共用スペースでの密を避けるとともに、トイレの際に十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を保持して整列するよう誘導してください。
- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、密にならないよう、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 公演後の出待ちや面会等は控えるよう周知してください。
- ・ 来場者の連絡先の把握、若しくは西宮市 LINE コロナお知らせシステムへの登録及び新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」登録の呼びかけを行ってください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き、原則としてマスクを着用するとともに、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めてください。
- ・ 公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 楽屋等においても、下記の通り感染防止策を実施してください。
 - 使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
 - 定期的な換気を行ってください。
 - 同時に利用できる人数を制限する等、密を避けてください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。

(4) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離（最低2m）を取り、また、大声での歓声・声援等が想定される催物については、感染予防に対応した配席を実施してください。
- ・ 大声を出す観客がいた場合に個別に注意・対応等ができるよう体制を整備してください。
- ・ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。

(5) 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、できるだけ2m（最低1m）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 不特定多数の方が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

（６）感染拡大防止策

＜公演当日の対応＞

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、施設管理者、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

＜公演後の対応＞

- ・ 来場者の名前及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。